

平成 2 5 年 第 9 回 教 育 委 員 会 会 議 録

| | |
|-------------|---|
| 招 集 年 月 日 | 平成 2 5 年 5 月 2 日 |
| 招 集 場 所 | 役場 第 3 会 議 室 |
| 開 会 | 1 5 時 0 0 分 委 員 長 宣 告 |
| 出 席 委 員 | 井上教育委員長 立脇教育委員 福田教育委員 川上教育委員 内田教育長 |
| 欠 席 委 員 | |
| 教 育 長 の 報 告 | <p>別紙、報告事項及び行事予定による。</p> <p>事業報告</p> <p>4 月 15 日 子育て支援センター竣工式 16 日 学校・警察連絡制度調印式</p> <p>17 日～ 18 日 日南小学校 6 年修学旅行（広島） 20 日～ 22 日 日南中学校 3 年修学旅行（京都）</p> <p>22 日 町議会全員協議会 26 日 美術品等選考評価委員会</p> <p>行事予定</p> <p>5 月 7 日 教育懇話会 9 日 臨時議会 13 日 西部地区町村教育委員会連絡協議会総会</p> <p>14 日 第 10 回教育委員会 16 日 人生学園開校式 18 日 小学校運動会 26 日 全国植樹祭</p> <p>6 月 5 日 小学校計画訪問 11 日 教職員研修（協調学習）、教育委員会 25 日 中学校計画訪問</p> <p>報告第 2 号 美術品等選考委員の委任について</p> <p>平成 2 5 年 4 月 9 日から 9 月 3 0 日まで、委員を委任したので報告する。</p> <p>鳥取県立博物館 尾崎信一郎、米子市美術館 今香、倉吉博物館 伊藤泉美。</p> <p>4 月 2 6 日美術品等選考評価委員会開催。3 月補正 5 0 0 万円基金日南町としてのサクラクレパス画を 6 点選考評価した。小早川秋声コレクション、佐竹林蔵コレクション、足羽俊夫コレクション、このクレパス画の 4 本立ての収集。今後においては、クレパス画が日南町美術館の収集の中心になるだろうということもあり、選考したところでもあります。</p> |

| 議 事 日 程 | | |
|---|----------------|--|
| 議 事 の 経 過 | | |
| 日程その他 | 発 言 者 | 発 言 の 要 旨 |
| 日程第1 議案第26号 平成25年度 日南町教育費 5月補正（第 1号）予算に ついて | 委 員 長 教 育 長 | 議案審議に入る。説明を求める。 現行の当初予算におきまして、学校給食センターの改修工事に係る予算としては、本体工事 3000 万円と設計費 80 万円に消費税で 3234 万円計上しているところであります。内訳としては、給湯器とこれに係るキュービクルの設置。当初予算の議会審査において、議会の方から意見書をいただきました。いわば一体的に一括発注を検討するということでした。4月22日に開催されました全員協議会で、工事の期間がどうなるかと質問があり、一括で出来るかということについても出来ると思う。一括発注することによってのコスト削減が可能であると答えたところであります。全員協議会においては、全会一致で5月補正にあげて、今年度の夏休みの間に完了させるということに努めるよういただきました。5月9日に開催されます5月臨時議会において、補正予算としてあげたいということで一括発注の差額として、合計7,856万1千円を補正するものであります。内訳としましては、設計監理が390万6千円、工事請負費が7465万5千円ということであります。なお、財源としては1億1040万円が過疎対策事業債の運用となる予定です。以上で、予算の説明は終わらせていただきます。 |
| | 委 員 長 | 5月補正予算、議会提案ですけれども、ご質問・ご意見ありますでしょうか。 |
| | 委 員 | ありません。 |
| | 委 員 長 | よろしいでしょうか。承認されたものといたします。 |
| 日程第2 議案第27号 日南小中学校 空調設備導入 | 教 育 長 | 日南小中学校空調設備導入工事の請負契約につきまして、その締結について承認を求めるものであります。この工事については、本日午前中に指名競争入札実施したところです。結果といたしまして、株式会社中電工 米子営業所 所長 川谷伸哉 が消費税込みで66,675,000円で落札いたしましたので、これを請負人として議会議決の翌日から、今でいいますと5月10日から7月30日までの期 |

工事の請負契約について

委員長

間で導入工事をやりたいということでおるところでございます。内容といたしましては、低圧三層3線式の200Vのキュービクルを設置いたしまして、エアコンを小学校で普通教室12、特別教室5、計17台。中学校におきまして、普通教室12、特別教室7、計19台。合わせて、36台のエアコンを設置するものであります。よろしく審議をお願いいたします。

教育長

空調設備請負工事につきまして、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

補足的に申しますと、工期を7月30日と申し上げましたけれども、出来るだけ早く完了させていただきたいということで、目標として7月上旬完工ということでは思っているところであります。

委員

これは、子どもがいる時間帯に工事を行うのですか。

教育長

工事は、校舎内につきましては基本的に土日にさせていただきます。キュービクルと室外のものにつきましては平日とっております。部分的に廊下等については、多少時間内であるかもしれませんが、そういうふうな工事を行わせていただきたいと思います。

委員

郡内の設置状況は、どうなっているのですか。

教育長

日野町が中学校を設置しておると聞いております。江府町は、今回の中学校の建築に併せて中学校を設置するふうに聞いております。伯耆町は、溝口の小中学校、岸本は設置済と聞いております。境港市は、大体全て設置で聞いております。暑さは、ほとんど変わりはありませんので、子どもたちの集中力ということもあり、決断してやるところであります。

委員

大体、何度くらいになれば入れるのですか。

教育長

基本的には、28度から入れる。

委員長

ご承認いただけますでしょうか。

委員

はい。

委員長

承認されました。

| | | |
|--|---|--|
| <p>日程第3 議案第28号 日南町美術館 の特別展に係 る入館料につ いて</p> | <p>教 育 長 委 員 長 委 員 委 員 長</p> | <p>日南町美術館の特別展に係る入館料について、承認を求めるものであります。日南町美術館につきましては、日南町美術館の設置及び管理に関する条例によりまして、別表第1に料金を規定しているところでございます。特別展については、教育委員会において協議して決定するふうなことになっております。お手元の9頁に25年度におきます特別展を出してございまして、右側の欄におきましてその料金を載せておるところです。県展におきましては、無料ということがありますけれども、夏のお盆に時期に開催されます戦没画学生の遺作から小早川秋聲の関連画までは、一般500円、高校生300円、中学生以下は無料なこと。20名以上の団体割引として一般400円、高校生250円ということで料金を決定したいと考えておるところでございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>何かご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>承認されました。</p> |
| <p>日程第4 議案第29号 計画訪問に係 る費用弁償に ついて</p> | <p>教 育 長</p> | <p>計画訪問に係る費用弁償の支払いにつきまして、下記のとおり承認を求めるところであります。教育委員の皆様方に各学期ごとに実施いたします計画訪問につきまして、基本的に役員報酬の範囲ということでお願いしておりますが、以前は日南町が行政改革として、平成17、18年でなかったとは思いますが、その頃までは実は計画訪問に係る費用弁償として支払っていたと聞いておるところでございます。この際現行ある予算の運用ということで教育長を外した委員の皆様方に係る計画訪問の費用弁償をお支払いしようということを決めたところあります。当委員会におきまして承認いただけましたら、支払いの手続きに入ることでございます。内容につきましては、計画訪問に係る費用弁償として、半日を3500円として、一日を7000円ということで、平成25年度から実施するもので、6月実施される計画訪問からその運用をはかりたいということであります。なお、計画訪問にあわせて教育委員会がある時につきましては、実質計画訪問に係る半日のみの支払いふうなことで委員会への出席は報酬の範囲運用を行いたいと考えております。実際には、研修会でありますとか、委員の皆様には非常に出て頂く会が多いですが、これで満足いただけるものではないふうに考えておるところであります。ご</p> |

| | | |
|-------------------------------|-----|--|
| | | 理解をいただきたく、承認を求めるものであります。 |
| | 委員長 | 何かご意見はありますでしょうか。 |
| | 委員長 | 行政改革でなくしたならば、復活するのもおかしいといえおかしいと思いますが。 |
| | 教育長 | 行政改革のそれなりの成果がでたということがあれば、復活するべきだと思います。 |
| | 委員長 | なるほど。職員の給与もあまり復活していないと思いますけれども。 |
| | 教育長 | 職員の給与は、行政改革ではありません。 |
| | 委員長 | 計画訪問に限定されている理由はなぜですか。 |
| | 教育長 | 研修という話になると、なかなか費用弁償という話にはならないと思います。 |
| | 委員長 | 承認よろしいでしょうか。 |
| | 委員長 | はい。 |
| | 委員長 | 承認されました。 |
| その他 教育委員会制 度の改革につ いて | 教育長 | 先般出ました、教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）教育再生実行会議、そして10日後に文部科学大臣から中央教育審議会に諮問のあった今後の地方教育行政の在り方について、そしてその後論点整理として、いろんなことがマスコミで書かれておりますけれども、一番適当なのか客観的に問題について整理して書かれていると思われたNHKの解説委員であります早川委員の論文といいますかこれを資料としたところです。委員長の方から今日の教育委員会制度の改革の議論のポイントということで一枚紙で、5つに分けた議論の進め方としての提示をいただいているところでございます。中央教育審議会にあげて年内、状況では10月ぐらいの答申になると思います。それを受けて国は法案の作成に入っていく。来年の通常国会、最終的には8月か9月の法案の成立になるんではと思います。そういうふうなスケジュールが、もう既定のルールが引かれておりますので、それを阻止するとか、あるいは変えるというふうなことは、この教育委員会にその力はないというふうに思います。しかし、これだけの一大改革の経緯なり、考えなり、それはやっぱり皆さんで、きちっと認識しておく必要があると思っております。13日の西部地区教育委員会連絡協議会総会においても、県教委の次長がこの問題での講 |

演というふうな話になっています。委員長から出されているポイントで、首長との関係、そして教育委員会の内部の委員の権限とかその責任、さらには教育委員会の役割というふうなこととともに、実は国・都道府県・市町村との関係というのがあります。ここの中で、先に申しておきますけれども、どうも国・都道府県・市町村の関係というのが、別の段階で国と道州と基礎自治体との関係の動きがあります。具体的に言いますと、国の下に10の道州、そして300の基礎自治体というふうなことを前提とした議論となっています。それは、経団連が国に対して相当強いプッシングをして、その動きになっているところでもありますけれども、実は既に国の段階で道州制の基本法案というのができています。これが今回の通常国会に法案として出されるということになっています。基礎自治体というのは人口30万人が基本になっています。そういうふうなことを今通常国会での法案が成立すれば、すぐ道州制国民会議という30人による有識者による会議が設置されて、そこに国がすぐ諮問をする段取りになっています。その諮問をして、答申というのは3年以内にしなさいという法案になっています。答申があったならば2年以内に実施しなさいということがあります。今議論をしております教育委員会の改革というの、実はその話と密接に繋がっておりまして、それを裏付けるような文面というのがこの第二次提言にも、諮問にも、中央教育審議会にも現れております。従いまして、この首長との権限で、教育の中立性、独立性がどうなるのか、教育行政の権限と責任がどうなるのか大変重要ではありますけれども、併せてこの国・都道府県・市町村との関係は2018年を目途にして、国と道州と基礎自治体という形に様変わりする。それに伴って教育行政も広域化されていくというふうなことはルールとして引かれているんだということも念頭に入れて議論していただければ、ありがたいなというふうに思います。地域住民の声を教育行政に反映させる方策とは、これはコミュニティースクールとか教育再生実行会議において議論されていますけれども、諮問の中ではいわば地域本部事業とかコミュニティースクールとかで学校の行事に関わる人をできるだけ教育委員に選任しなさいというふうな内容もあります。これで本当によいかということもありますけれども、そういうふうな内容であることを前提にして、委員長の方でこの5つの段階で意見交換なり議論をしていただければと思います。

委員長

先日以来、教育長の方から沢山の資料送っていただきました。教育実行再生会議の第二次提言、文部科

学大臣から中央教育審議会に諮問に関する資料、その他いただきましたけれども、お配りしました資料は資料を読ませていただきまして、自分自身としてこういったことが問題かなと自分なりに整理したものを印刷していただいております。これが全てではないと思いますが、こういった点について、自分なりに整理してみればという意味で出しておりますけれども、皆さん方はまた違うとらえ方をしておられるのではないかと思いますので、本日と14日の教育委員会で意見交換ができればいいかなという気がします。私もこの教育委員会改革については、ルールが敷かれておって、それにそってずっと流れておる気がしますので、いくら我々が話をしてみたところでどうにかなるものではないという気もしております。しかし、教育委員として教育に携わっている者として、今どういう流れに動いているのかことは十分知っておかないといけないと思います。おそらく今年中に答申が出されたら、来年度法改正が行われることは間違いのないと思います。この改革が実際降りてきた時にどういった対応をしていけばいいのかといったことも、教育委員としては対応を考えておく必要がある。そういった意味でご意見はいろいろお聞かせ願えたり、研鑽を深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。もしこれでいいということになりましたら、上から順にそれぞれポイント・論点をはっきりさせながら、ご意見を聞かせていただけたらと思います。まず、始めの教育の中立性、独立性についてどう考えるかということですが、読ませていただいて私なりの感想を言いますと中立性という言葉は出てくるんですよ。独立性という言葉は一切出てこない。再生会議にも出てこないと思いますし、それから文部科学大臣からの諮問の資料についても、独立性という言葉は一切出てこないんです。安定性とか継続性という言葉は出てきておりますが、独立性というものは出てない。ということは、教育委員会の独立性が全面に出ているためにどちらかという教育委員会が独自に物事を進めていくことへの批判が出ていることかなという気がしています。当然、首長の権限を強化しようという流れになっていると思いますので、その辺りについてのご意見ありましたら、お出しただけたらと思います。

教 育 長

地方六団体が内閣総理大臣へ向けて、教育委員会制度等に関する意見を提出しました。この教育委員会制度の改革について、首長の権限とか介入とかいう話とともに、国の指導とか介入とかが強くうたわれています。ところが、それに対して地方六団体は、選挙をして民意を受けて出たのは自分たちだと、な

のに自分たちに今原案として自分たちに与えられた権限は教育長を任命、あるいは罷免するそれしか権限がないと、それでは自分たちが民意を受けて付託を受けてやっている指示監督にはならない、不十分である。もっとそういうふうなことに對して、権限を自分たちに与えるべきだというふうなことの内容の意見書を出しておられます。もともと知事会も市長会も町村会も教育委員会の改革というか、教育委員会を廃止する意見が国に対して非常に出されております。ここにきて、道州制の話に絡んで、なぜかして道州制に大反対しているのは町村会だけなんです。知事会は黙っているし、市長会も黙っている。市長会は基礎自治体としての規模は平均的な市の規模であるものですから、いけるんです。都道府県については、ちょっと微妙なんですけれども、道州制の都道府県が10になることについて、あまり好ましく思っていないかもしれませんが、なぜかしら町村会だけが一生懸命反対をしている。その辺で教育委員会の独立性・中立性をみた時に、どうも市町村の教育委員会というものを国と首長がつついてるようにみえます。NHKの解説委員も、実はその辺あたりについて教育の独立性・中立性は出来ない。だから、首長とかに大きな権限を与えてはいけないということも書いてあるということもあります。NHKの解説委員のいうことが全てではないとは思いますが、最終的にはNHKの解説委員の論評に落ち着くのではないかと思います。

委員

私は今の制度も、権限はないことではないことではないと思います。教育界というか学校の先生たちだろうと思うんだけど、余りにも世間とずれていて、自分たちで墓穴を掘った。私は、今のままでも十分に機能できるはずだし、首長さんたちはきちっと言えば独立性があるといっても教育長も4年しかない訳ですから、4年経てば推薦しなければいいんですから、我々教育委員もそうですよね。私ふうの言い方にはなりますが、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学また学校。一度も世間の風にあたってない人たちの集団が、連合体があるなら昔の日教組みたいにやってはいけないとは思いますが、私たちはこういうふうを考えることを討論し、言うべきである。

委員長

教員の世界の仲間意識とか、狭い中での繋がり物事が起きているというのは間違いない。それが、教育を曲げているのも間違えないと思います。普通高校は、小中と違って県の管轄。大阪市の場合、市立の学校だから、大阪市の管轄になる。そうすると狭い地域の中だから、同じ職場へ勤めていたとか、上

下関係がはっきりしてしまう。正しいことが通りにくいということがあると思うんですよね。そういうものに風穴を開けるために、民間からどんどん入ってくるのも方向だと思うし、もう一つは、広域の方がいいというふうになる。小さい中で動いていくとそういうことになる。上下関係とか、繋がりが深まってしまって、弊害が起こってくる。それを防ごうと思ったら、広い組織にしておくとういうことが防げる可能性がある。

委員 鳥取県というのは、全国一小さい県ですよね。たぶん、ほとんどの先生を知っておられると思うんですね。つまり、狭い範囲なんですよね。普通の社会は、縦の社会なんですよね。私の考えでは、学校は、校長、教頭がいて、後はみんな横になって、校長がこれをやると言っても職員会議で校長の意見が命令として通っているんですかね。

委員 それは、現場の雰囲気误解されていると思う。桜宮高校や大津の教育委員会の対応のまずさは、その時々適切な対応をすることが出来かねる教育委員ならびに教育委員長の非常勤の勤務状態。現場を知らない、情報がスムーズに流れてこなかった結果、ああいう後手後手にまわり、社会問題化したという見方を、私はするんです。言われるほど、校長の権限や教頭の権限が大きくて、先生方がある意味では控えたり、それに従順にしたがっておるといふような状況は、少なくとも今日の状況ではない。むしろ私は、管理職は本当に控えたり、職員に気がねをするといふか、職場の輪に教員の意見を尊重してたり、そういった立場を理解して命令によって動かすということが出来かねる状況が最近の状況であったと私は思います。

委員長 委員 私は、教員の世界も、一般の民間の企業体でも、違いはないと思います。

委員 教育委員長とか教育委員は非常勤ですから、教育長は常勤ですよね。教育委員会事務局と校長の関係でいったら、事務局が上部機関ですよね。ところが、指導主事になっている人は、昨日まで平の先生が指導主事です。その人たちが本来の仕事をしていないということですよ。だから、マスコミは面白く書きますから、多くの方が私のような考えが多いと思うんですよ。組織がちゃんとしてないから、首長が出てこないとお前らにまさせとけない。たぶん、国民投票をしても改正すべきという意見が多いと思います。

| | |
|-------|--|
| 委員 長 | <p>教育委員長が教育委員会のトップとなっているが非常勤の教育委員長では無理がある。改革ではおそらく、教育行政のトップは教育長という形におそらく出てくるのだろうと思います。その方が的確に対応できる。教育長の質にもよると思いますが、桜宮高校や大津の問題は、教育長が前面に立ってきちんとした対応をしておれば、これほどのことにならなかったと思います。責任の所在が曖昧だし、一般に人にはまして全然分からない。教育委員長がトップだなんて、誰も思っていない。教育に関しては、教育長が全責任を持っているとされている訳でありますから、私はそれはそれでいいと思うし、改革の方向として、いい面は現実にあったものが出てくる気がしています。中には問題がある。それは、首長との関係をどのように考えたらいいのかという辺りが、私は非常に問題であると思います。</p> |
| 教 育 長 | <p>具体的に言いますと、予算の提出権と人事権です。これが、教育委員会にないから思いきったことが出来ない。それが無いから、逆に言うと無責任な体質になる。一般会計に占める教育費の比率は、うちは一般会計の9%、鳥取県は21%。</p> |
| 委 員 | <p>教育委員会が形骸化していると批判をする前に、委員会の置かれている立場をもうちょっと勉強してほしいというか、制度上もそういったものが機能できるような体制にしてからの批判があるべきだと思います。今回私は、そういった人事権だとか、財政権とかとかいうものの保証がない。それがもたされていない教育長は将に首長に首根っこを握られてしまっている中でしか、権限強化の効果が期待できない。これこそ一番の問題だと思います。</p> |
| 委 員 長 | <p>私もそのように思います。これが戦後60数年経っておる訳であります。教育として一貫して守ってきたのは独立性と中立性ということなんです。これだけはずっと守ってきておって、この段階で崩れかけている。中立性はうたってあるけれども、独立性ということはおかされてしまっている。間違いなしに、首長の権限が強化されるということは、今度の中教審の答申にも出てくるんだろう思うんですが、そうすると首長へ教育長は首根っこをつかまれるんです。そうすると、将に二重行政的なことがまた起こってくるような気がします。教育長が全責任をもってやるものを、首長が逆の方向を出してくるといったことが起こってくる訳で、いろんなところでその弊害が間違いなしに出てくる。首長の権限を強化するために、任免、罷免だけでなく、指示、監督、命令そういったものを首長ができるように要望して</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| | | <p>いる。そうすると、間違いなしにいろんな問題が出てくる可能性があるし、教育長は中立性を守ることは出来なくなってくる。それは、教育の不安定化に繋がってくるし、継続性という面でいうと逆の面が出てくる。繋がっているものが断ち切られるおそれがある訳です。中立性、継続性、安定性といわれてきておるところですが、トップの力が強くなってくると断ち切られてしまう。その辺りが一番私は問題だと思います。</p> |
| 委 員 | <p>一般の市民とか町民は、教育委員長と教育長の違いは全くわからないし、入ってみて教育委員会の事務局は別であって、教育委員会はまた別であるということは入って初めて知りました。教育委員会というのは、表に出ている事務局の方で教育長の下でその方たちが決めていると思っていたら、こういう委員会があって委員長の下で決められているというのを初めて知りました。そういうのは一般的に、表にでない分、知られていないことがあるので、今回も教育長があるのか教育委員長があるのかも知らない人たちが論争していたから、いろいろと問題視されてきていたと思いました。私も教育長が全責任をとられる、一般からみるとそうではないのかなと思います。</p> | |
| 教 育 長 | <p>この点を皆さんにお聞きしたいんですけども、教育委員というのは誰が任命するのかということが、今1つポイントがありますよね。今の教育再生実行会議では、教育長が任命する素案があります。ところが、この地方六団体を含めて首長が選任しないといけないという意見がある。それをどう思うのかという話が1つ。もう一つは、教育委員会が教育長と責任者となった場合において、教育長と教育委員会との関係というのは、もっといえば教育委員会というのは一時言われた本当に諮問機関でいいのか。基本的な方針だとか、基本的な政策の決定する部分というのは、この教育委員会が持つべきではないか。それをすべて教育長が持つことへの逆に中立性だとか、独立性というふうなことを阻害することにならないかとかいう意見を皆さんはどう考えられますか。まさに、この教育委員会、ここにおられる教育委員がどういうふうな立場で、なるべきなのか。</p> | |
| 委 員 | <p>教育委員は、非常勤であるし権限を与えられても發揮できないと思うんですよ。</p> | |
| 委 員 長 | <p>この改革は教育委員会と教育長が離れてします。教育委員だけでチェックをしたり、提言をしたり、事務局から出たものをチェックをし、将に議会並のチェック機能が重視される。そういう状況になっ</p> | |

| | | |
|-------------|--|--|
| | | る。今とはまったく違った教育委員会のあり方が出てくる。 |
| 委 員 | | 先生と子どもたちのために、もっと発信すべきと思う。 |
| 教 育 長 | | 教員OBは、本当に動かない。県内の市町村の教育長19人の内行政出身は4人、後の15人は校長OB。 |
| 委 員 | | 厳しいことは言えますか。そんなにいれば、現場に対して物事を言えないと思う。 |
| 委 員 長 | | それはないと思う。教員の体質があって、学校の中でずっと子ども相手、保護者相手に生きてきている。権力者に対して、物を言うとか少ないと思う。 |
| 教 育 長 | | ルールは引かれているかもしれないけれど、どこかでは言わないといけない。けれど、言おうにも言えないのが実情ではないか。 |
| 委 員 長 | | また、次回議論を深めたいと思います。 以上をもちまして、第9回教育委員会を終了いたします。 |